

# 介護保険

## 住宅改修支給の手引き

令和3年4月改定

行田市役所 高齢者福祉課

住宅改修の支給申請について、実務的な手引きをこのたび作成いたしました。  
実務の参考となれば幸いかと存じます。  
また、判断できかねる事例等がございましたら、必ず相談していただきますよう、よろしく  
お願い申し上げます。

平成25年12月 作成

令和3年4月 改定

行田市役所 高齢者福祉課

## I 住宅改修の種類

厚生労働大臣が定める住宅改修の工事種別は、次のとおりです。

### ① 手すりの取付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動または移乗動作に資することを目的として設置するものです。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとします。

※取付け工事で固定しない床置きや便器を囲んで使用する手すりは「福祉用具貸与」の対象となります。

【住宅改修の対象となる主な工事例】

- ・ 玄関の上がり框、トイレ内、トイレ入口、浴室へ縦・横・L字手すりの設置
- ・ 寝室からトイレ、居室からトイレまでの導線上、階段への手すりの設置
- ・ 玄関から門扉までのアプローチに手すりの設置
- ・ 外玄関アプローチに手すり設置場所に樹木が植えてあり、その撤去費用
- ・ 棚付きの壁への着脱式（跳ね上げ式）の手すりの設置
- ・ 以前住宅改修で設置したが、心身状況の変化により手すりの付け替え・追加設置

### ② 段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差または傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されます。また、浴室（浴槽）の段差がすのこ等で技術的にかさ上げが解消されず、浴槽交換となる場合も対象となります。

【住宅改修の対象となる主な工事例】

- ・ 廊下と居室の段差をなくす敷居撤去工事
- ・ 廊下と居室の段差をなくすスロープ設置工事
- ・ 玄関脇に車いすが通れるようコンクリートスロープ設置工事
- ・ 玄関の上がり框に踏み台を固定設置
- ・ 掃き出し窓にスロープ設置工事
- ・ 低い段差を高い段差に合わせて床上げ工事

### ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては、畳敷きから板製床材やビニール系床材等への変更、浴室においては、滑りにくい床材への変更、通路面においては、滑りにくい舗装材へ変更するなどの工事です。

具体的には玄関から道路までの路面をコンクリート舗装する工事や、階段にノンスリップ材の貼り付け、床材の変更のための下地の補修などが対象となります。

【住宅改修の対象となる主な工事例】

- ・ 車いすの生活になったため、畳からフローリングに変更
- ・ 階段に滑り止め加工のマット取付け
- ・ 廊下の床を滑りにくい床材に変更
- ・ 浴室の床を滑りにくい床材に変更
- ・ 玄関から門扉までのアプローチの踏み石を滑りにくいコンクリート舗装工事

#### ④ 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、引き込み戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。

ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は介護保険給付の対象となりません。

【住宅改修の改修となる主な工事例】

- ・ 浴室のドアを開き戸から折れ戸に扉の変更
- ・ トイレのドアを開き戸から引き戸やアコーディオンカーテンに扉の変更
- ・ 利き手が右だったが、身体機能の変化により、ドアノブを左へ変更
- ・ ドアノブをレバータイプに変更
- ・ ドアの開閉が困難なため、戸車設置

#### ⑤ 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える工事です。ただし、介護保険制度の福祉用具購入対象である「腰掛便座」の設置は除きます。また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれますが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれません。

非水洗または非簡易水洗の和式便器から水洗または簡易水洗の洋式便器に取り替える工事の場合の水洗化または簡易水洗化にかかる工事や電気配線、壁、天井などの工事は対象外となります。

その他、被保険者の身体状況により、洋式便器の向きを変えたり、洋式便器の高さをかさ上げる工事や便器の取替えに伴う床材の変更も対象となります。

【住宅改修の改修となる主な工事例】

- ・ 和式便器を洋式便器（暖房・洗浄機能付含む）に取り替える

◎ その他、対象工事かどうか判断しかねるものについては、必ずご相談ください。

## II 支給について

### ① 支給限度基準額

申請上限額 1人につき20万円（内訳：介護保険給付上限額18万円、自己負担額2万円）  
申請上限額20万円の範囲内であれば、何回かに分けて申請することもできます。

また、要介護状態区分が3段階以上重くなった場合（3段階リセットの例外）や転居した場合については、申請上限額20万円の再度の利用が条件付きで認められる場合があります。

（参照：Q&A）

### ② 支給方法

住宅改修の保険給付は、利用者に一旦費用の全額をお支払いいただいた後、申請により、保険給付対象費用内で原則、9割分（負担割合により8～7割）が払い戻される「償還払い方式」です。

## III 留意事項

### ① 新築や増築の住宅改修について

住宅の新築や増築（部屋の拡張や新たに居室をもうけるなど）、または改修理由が老朽化や器具の故障等の場合は、支給対象になりません。

廊下の拡張をしたうえで手すりを取り付ける場合や、トイレの拡張をしたうえで和式便器を取り替えた場合などには、それぞれ「手すりの取付け」「洋式便器等への便器の取替え」に要した費用のみ支給対象となります。

### ② 介護認定申請中、入院・入所中に行う住宅改修について

住宅改修は、要介護または要支援の認定を受けていることが原則です。ただし、緊急を要する場合は、認定申請後事前申請を行うことは可能ですが、認定が「非該当」になった場合は支給対象になりません。

入院・入所中で退院・退所の見込みがある場合には、事前申請承認後の工事着工は可能ですが、退院・退所しなかった場合は支給できません。また、一時帰宅のための住宅改修についても支給できません。

### ③ 家族等が自ら行う住宅改修について

被保険者が自分で材料を購入し、本人または家族等によって住宅改修が行われた場合は、材料費のみが支給対象になります。この場合の「領収書」は、材料の販売者が発行したものになります。

添付する完成工事費内訳書は、使用した材料の内訳を本人または家族等が作成します。

### ④ ひとつの住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修について

住宅改修費の支給管理は、被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに支給申請を行うことができます。ただし、複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合、各被保険者ごとに対象となる工事を設定し、内容や場所などが重複しないように申請します。

## 介護保険住宅改修手続きの流れ

### 1 相談（事前に必ずアポイントをとってください）

介護認定を受けている被保険者は、介護支援専門員等に相談し、住宅改修理由書の作成を依頼します。なお、工事内容については十分にご検討ください。

※ 介護認定申請中または入院・入所中の方が事前承認後の工事着工は可能ですが、事後申請は認定結果が出てから、または退院・退所後となります。ただし、提出書類に不備があったり、認定結果が「非該当」の場合や退院・退所しない場合は、住宅改修費の支給を受けることはできなくなります。

### 2 施工業者の選定

施工業者を選定し、施工業者に住宅改修に係る見積りや関係書類等を依頼します。

### 3 事前申請

次の書類を提出し、事前申請を行います。書類は、介護支援専門員が必ず提出してください。申請は緊急を要する場合を除き、工事予定の1週間前に行ってください。

- ① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
- ② 住宅改修が必要な理由書（介護支援専門員等が作成します。）
- ③ 見積書（施工業者の印が押印してあるもの。コピー不可。作成日から1ヶ月以上経過して申請する場合、再度取り直しとなります。）
- ④ 平面図
- ⑤ 改修予定箇所の写真（写真にかならず氏名・日付の写し込みをする）
- ⑥ 住宅所有者の承諾書（住宅所有者が被保険者本人以外の場合）
- ⑦ 委任状（振込先が被保険者本人以外の場合）

### 4 事前申請の承認

事前申請書類の審査後に申請した介護支援専門員等へ承認の連絡をいたします。別途承認の決定通知書も交付いたします。

※ 事前申請の承認後であっても、工事を取りやめる場合や工事の内容及び金額、施工業者等が変更になった場合は、すみやかに介護保険担当まで連絡してください。

### 5 工事の着工・完了・工事費の支払

上記4の承認後、住宅改修工事を実施し、工事が完了した後に代金を施工業者に支払い、領収書を受け取ります。

### 6 事後申請

次の書類を提出し、事後申請を行います。書類は、介護支援専門員等が必ず提出してください。

- ① 領収書（原本とコピーを各1部用意）
- ② 工事費用明細書
- ③ 住宅改修箇所の写真（写真にかならず氏名・日付の写し込みをする）

### 7 支給申請書類の審査、決定、支給

事後申請を受付受理した支給申請書類を審査します。完成後に現地確認をする場合があります。審査の結果、問題がなければ支給決定を行い、「住宅改修費支給決定通知書」を申請者（被保険者）あてに送付後、申請書に記載された金融機関口座に住宅改修費を振り込みます。

## 住宅改修事前申請書類について

事前に必ずアポイントをとってからお越しください。

1 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

見本参照（7ページ）

着工・完成予定日の目安：申請日から1週間後。

訂正する場合は、必ず二重線で見え消しで申請印と同じ印鑑を押印し訂正処理する。

（修正液での修正・訂正は認めません。）

2 理由書

見本参照（10～11ページ）

3 見積書

見本参照（12ページ）

4 平面図

見本参照（13～14ページ）

5 住宅改修箇所の写真

見本参照（15ページ）

デジカメなどの日付オート機能での日付は認めません。写真の中に

○○○様 工事前（後） ××年△月△日
---------------------------

を写しこんだものでお願いします。

6 委任状（振込先が被保険者本人名義でない場合）

見本参照（16ページ）

7 承諾書（住宅の所有者が被保険者本人名義でない場合）

見本参照（17ページ）

※ 書類に不備等があった場合には、出し直し・差し替え等が必要になりますのでご注意ください。

また、申請書等の控え（コピー）は、必ず申請前に済ませてください。申請書一式は、受付後、事後申請時の金額訂正以外は書類返却しておりませんので、ご注意ください。

## 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

フリガナ			保険者番号	1 1 2 0 6 0						
被保険者氏名			被保険者番号							
生年月日	年	月	日	性別	男 ・ 女					
住 所	〒 _____ 電話番号 _____									
住宅の所有者	本人との関係 ( _____ )									
改修の内容・ 箇所及び規模			業者名							
			着工 予定日	年	月	日				
			完成 予定日	年	月	日				
改 修 費 用	円									
行田市長 あて  上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請をします。 年 月 日  住所 申 請 者 (請求者) 氏名 ⑩ 電話番号										

- 注意 ・ 申請者が請求者となりますので、申請者欄には被保険者本人氏名をご記入ください。
- ・ 口座は申請者（請求者）名義の口座をご記入ください。（名義が異なる場合は、別途委任状が必要となります）
  - ・ この申請書の他に、介護支援専門員または地域包括支援センターの保健師等が作成した住宅改修が必要と認められる理由書を記載した書類、工事見積書、住宅改修後の完成予定の状態が確認できる書類等を添付してください。

請求書 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給決定額を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振替 依頼書		銀行 信用金庫 農 協	本店 支店 出張所	種 目	口 座 番 号					
		金融機関コード	店舗コード	1. 普通預金 2. 当座預金						
		フリガナ								
		口座名義人								

※ フリガナは必ずご記入ください。

※ 貯蓄預金口座には振り込みません。

行田市高齢者福祉課支給決定処理欄

登録番号			
要介護度		認定期間	
滞納（未納）保険料	有 ・ 無	給付回数	回目（残額 円）

支給決定額	円
-------	---



記入例

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

フリガナ カイゴ タロウ	被保険者氏名 介護 太郎	保険者番号 1 1 2 0 6 0	被保険者番号 必ず記入する。
生年月日 昭和 ×年 ×月 ×日	性別 男 ・ 女		
住所 〒361-0000 行田市〇〇町 ×-×-×	電話番号 048-000-00××		
住宅の所有者 介護 太郎	本人との関係（本人）		
改修の内容・ 箇所及び規模 手すりの取り付け 段差解消 床材変更 扉の取替え 便器交換 上記対象工事の具体的な場所 何箇所行うの か等を記入する。	業者名 〇×福祉サービス	年 日 日 目安：申請日から1週間後 （工事日の方が先に決まったら、その1週間 前に申請すること。）	
	着工 予定日		
	完成 予定日		
改修費用	見積費用と同額	円	（内介護給付対象 円）
行田市長 様 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請をします。 領収日を記入する。 日 住所 行田市〇〇町 ×-×-× 申請者 （請求者） 氏名 介護 太郎 電話番号 048-000-00××			

- 注意
- ・申請者が請求者となりますので、申請者欄には被保険者本人氏名をご記入ください。
  - ・口座は申請者（請求者）名義の口座をご記入ください。（名義が異なる場合は、別途委任状が必要となります）
  - ・この申請書の他に、介護支援専門員または地域包括支援センターの保健師等が作成した住宅改修が必要と認められる理由書を記載した書類、工事見積書、住宅改修後の完成予定の状態が確認できる書類等を添付してください。

請求書 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給決定額を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振替 依頼書	銀行 信用金庫 農協	本店 支店 出張所	種目	口座番号
	金融機関コード	店舗コード	1. 普通預金	右詰めで記入。
	フリガナ	金融機関名・支店名・口座種目・口座名義人 氏名・フリガナはよく確認してから記入。 修正液使用不可。訂正処理すること。		
	口座名義人			

※ フリガナは必ずご記入ください。

※ 貯蓄預金口座には振り込めません。

行田市高齢者福祉課支給決定処理欄

登録番号				支給決定額	円
要介護度	認定期間				
滞納（未納）保険料	有 ・ 無	給付回数	既に利用があり、残金を確認する場合は、改修費用と支給費用を確認する。		



# 住宅改修が必要な理由書

<P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善しようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。>

①改善しようとしている生活動作	②①の具体的な困難な状況(…な)で…で困っている)を記入してください	③改修の方針(…することで…が改善できる)を記入してください	④改修項目(改修箇所)
<b>排泄</b> <input type="checkbox"/> トイレまでの移動 <input type="checkbox"/> トイレ出入口の出入 (扉の開閉含む) <input type="checkbox"/> 便座からの立ち座り(移乗を含む) <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄時の姿勢保持 <input type="checkbox"/> 後始末 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> できなかつたことできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> できなかつたことできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 手すりの取付け ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) <input type="checkbox"/> 段差の解消 ( ) ( ) ( ) <input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え ( ) ( ) <input type="checkbox"/> 便器の取替え ( ) ( ) <input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 ( ) ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) ( ) ( )
<b>入浴</b> <input type="checkbox"/> 浴室までの移動 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 浴室出入口の出入 (扉の開閉含む) <input type="checkbox"/> 浴室内での移動(立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 洗い場での姿勢保持 (洗体・洗髪含む) <input type="checkbox"/> 浴槽の出入(立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 浴槽内での姿勢保持 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> できなかつたことできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> できなかつたことできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他( )
<b>外出</b> <input type="checkbox"/> 出入口までの屋内移動 <input type="checkbox"/> 上がりかまちの昇降 <input type="checkbox"/> 車いす等、装具の着脱 <input type="checkbox"/> 履物の着脱 <input type="checkbox"/> 出入口の出入 (扉の開閉含む) <input type="checkbox"/> 出入口から敷地外までの屋外移動 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> できなかつたことできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> できなかつたことできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他( )
<b>その他の活動</b>	<input type="checkbox"/> できなかつたことできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> できなかつたことできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他( )

# 住宅改修が必要な理由書

<基本情報>

被保険者 番号	年齢	生年月日	年	月	日	性別	口男	口女
被保険者 氏名	要介護認定 (該当に○)	要支援	要介護					
住所	1・2		1・2・3・4・5					

更新中、変更中の場合は、認定期間のあるものを記入。

現地確認日	年月日	作成日	年月日
作成者	所属事業所 (作成者が介護支援専門 員でないとき)	資格	氏名
			連絡先

入院などで期間が空いた場合は、申請前に保険者に相談。  
申請日から1ヶ月以内

保険者	確認日	年月日	評価欄
	氏名		

福祉用具の利用状況とともに改修後利用が想定される福祉用具をチェックする

<総合的状況>

利用者の身体状況	利用者	利用者の生活状況(独居、疾病の影響、家屋の様子等)を踏まえて、立ち上がりや移動といった生活動作に関する身体状況を記入する。 * 入院、入所中の場合は、自宅に戻る日(予定で可)を記入するとともに、自宅での生活の見直しを記入する。 * 1階と2階のトイレ、玄関と勝手口など2ヶ所の工事を行う場合は、必要である生活状況を必ず記入する。	福祉用具の現状の利用状況と	改修後	改修前	改修後
	介護状況	* 家族の状況、主な介護者による介護状況を記入する。見守り程度でもその内容を記述する。	改修後の想定	車いす ●特殊寝台 ●床ずれ予防用具 ●体位変換器 ●手すり ●スロープ ●歩行器 ●歩行補助つえ ●認知症老人徘徊感知機器 ●移動用リフト ●腰掛便座 ●特殊尿器 ●入浴補助用具 ●簡易浴槽 ●その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
住宅改修により、利用者は日常生活をどう変えたいか	* 住宅改修の相談を進めていった結果、利用者や介護者がどんな生活をしたいと考えているのか、利用者等を主語にして記入する。(理由書②③との関連に注意する。)					

介護給付対象外の福祉用具について記入する。

# 住宅改修が必要な理由書

<P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善しようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。>

①改善しようとしている生活動作	②①の具体的な困難な状況(…)を記入してください	③改修の方針(…)を記入してください	④改修項目(改修箇所)
排泄 <input type="checkbox"/> トイレまでの移動 <input type="checkbox"/> トイレ出入口の出入 (扉の開閉含む) <input type="checkbox"/> 便座からの立ち座り(移乗を含む) <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄時の姿勢保持 <input type="checkbox"/> 後始末 <input type="checkbox"/> その他( )	生活動作で困っていること、問題点について、その状況や介護の現状を具体的に記述する。	<input type="checkbox"/> できなかったことできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> できなかったことできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 手すりの取付け (改修箇所は、場所だけでなく取り付け位置) <input type="checkbox"/> 別に記入する。 (例:トイレ前、トイレ右側面、廊下右側など) <input type="checkbox"/> 段差の解消 <input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え <input type="checkbox"/> 便器の取替え <input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>
入浴 <input type="checkbox"/> 浴室までの移動 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 浴室出入口の出入 (扉の開閉含む) <input type="checkbox"/> 浴室内での移動(立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 洗い場での姿勢保持 (洗体・洗髪含む) <input type="checkbox"/> 浴槽の出入(立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 浴槽内での姿勢保持 <input type="checkbox"/> その他( )		<input type="checkbox"/> できなかったことできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 手すりの取付け (改修箇所は、場所だけでなく取り付け位置) <input type="checkbox"/> 別に記入する。 (例:トイレ前、トイレ右側面、廊下右側など) <input type="checkbox"/> 段差の解消 <input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え <input type="checkbox"/> 便器の取替え <input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>
外出 <input type="checkbox"/> 出入口までの屋内移動 <input type="checkbox"/> 上がりかまちの昇降 <input type="checkbox"/> 車いす等、装具の着脱 <input type="checkbox"/> 履物の着脱 <input type="checkbox"/> 出入口の出入 (扉の開閉含む) <input type="checkbox"/> 出入口から敷地外までの屋外移動 <input type="checkbox"/> その他( )		<input type="checkbox"/> できなかったことできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 手すりの取付け (改修箇所は、場所だけでなく取り付け位置) <input type="checkbox"/> 別に記入する。 (例:トイレ前、トイレ右側面、廊下右側など) <input type="checkbox"/> 段差の解消 <input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え <input type="checkbox"/> 便器の取替え <input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>
その他の活動 上記以外の活動の生活動作を記入する。		<input type="checkbox"/> できなかったことできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 手すりの取付け (改修箇所は、場所だけでなく取り付け位置) <input type="checkbox"/> 別に記入する。 (例:トイレ前、トイレ右側面、廊下右側など) <input type="checkbox"/> 段差の解消 <input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え <input type="checkbox"/> 便器の取替え <input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>

ケアマネが検討し提案したが、受け入れられなかったこと、自費対応分については、欄外記入する。

記載例

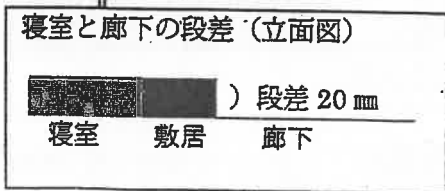
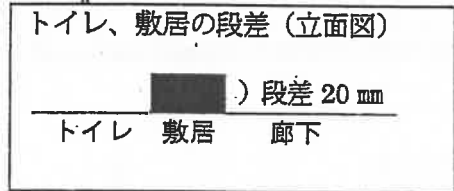
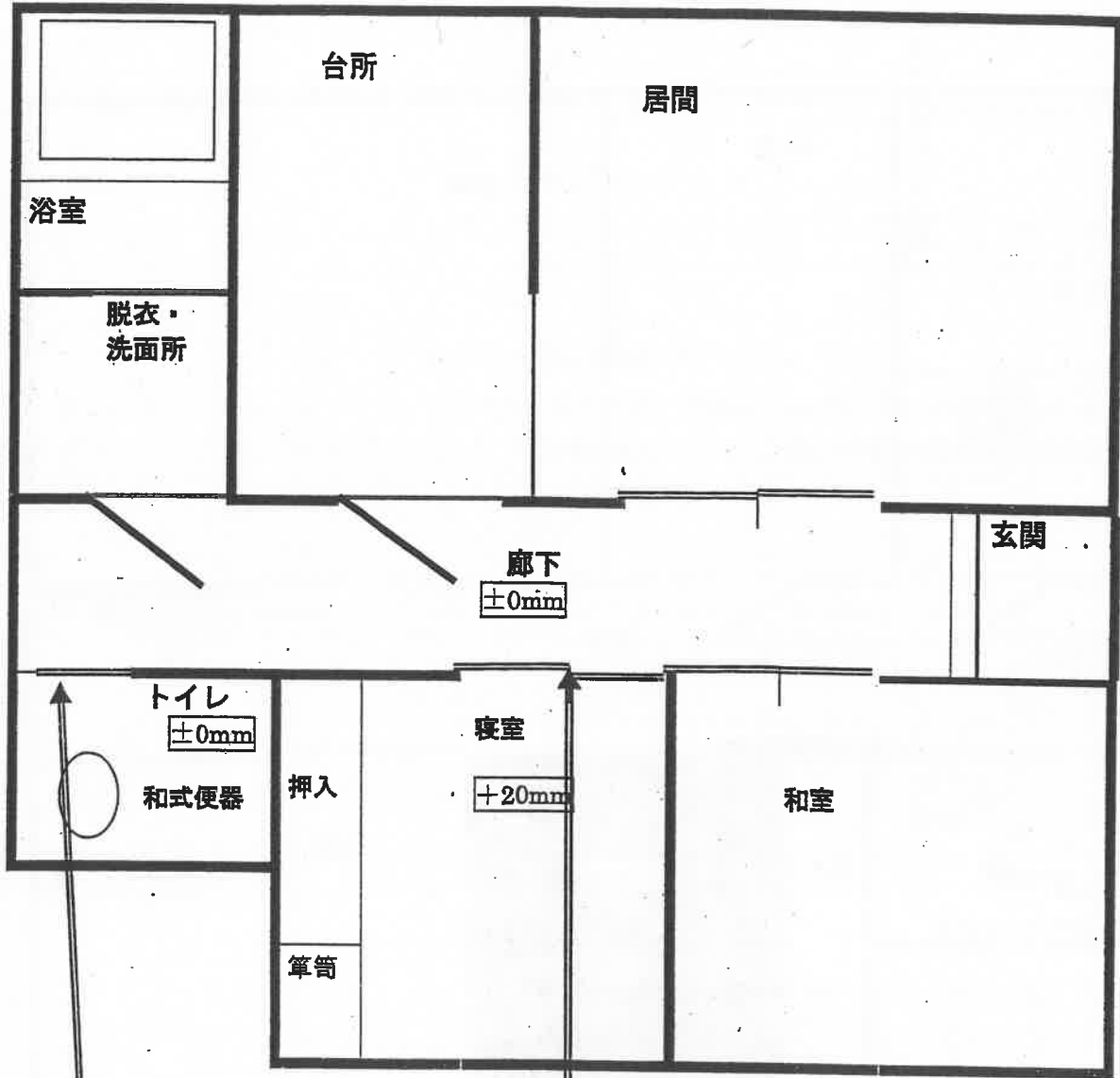
見積書(または完成工事内訳書)

※注意…数量、単位の欄記があるものについては、単価及び金額の欄にそれぞれ金額を記載してください。

部屋名	部分	名称	内容 (製造業者・品番・規格・形状等)	数量	単位	単価	金額	対象部分		住宅 改修 の種類	備考	
								数量	金額			
玄関	上がり框	手すり(縦付)	A社タモ集成材、丸棒φ35×600mm	2	本	△△△	○○○	2	本	○○○	(1)	手すり①
		手すり金具	エンドブラケット	2	個	△△△	○○○	2	個	○○○	(1)	
		手すり下地補強材	フラット・ニス900L	1	本	△△△	○○○	1	本	○○○	(1)	
浴室	"	手すり	エポキシ(2個入)	1	セト	△△△	○○○	1	セト	○○○	(1)	
		手すり 取り付け工賃		1	箇所	△△△	○○○	1	箇所	○○○	(1)	
		手すり(横付)	B社、銅管・樹脂製丸棒φ34×500mm	1	本	△△△	○○○	1	本	○○○	(1)	
廊下	"	手すり金具	耐水エンドブラケット	2	個	△△△	○○○	2	個	○○○	(1)	
		手すり 取り付け工賃		1	箇所	△△△	○○○	1	箇所	○○○	(1)	
		手すり(横付)	A社タモ集成材、丸棒φ35×600mm	1	本	△△△	○○○	1	本	○○○	(1)	手すり②
トイレ	内部壁	手すり金具	エンドブラケット	2	個	△△△	○○○	2	個	○○○	(1)	
		手すり(L型)	A社タモ集成材、丸棒φ35×600mm×600mm	1	本	△△△	○○○	1	本	○○○	(1)	手すり③
		手すり金具	エンドブラケット	2	個	△△△	○○○	2	個	○○○	(1)	
"	"	手すり金具	コーナーブラケット	1	個	△△△	○○○	1	個	○○○	(1)	
		手すり 取り付け工賃		1	箇所	△△△	○○○	1	箇所	○○○	(1)	
		洋式便器	M社、品番、型番(暖房便座付)	1	据	△△△△	△△△△	1	据	△△△△	(5)	
床	"	洋式便器の取付工賃		1	式	△△△	○○○	1	式	○○○	(5)	
		紙巻器	M社、品番、型番	1	セト	△△△	○○○	1	セト	○○○		
		既存敷居撤去	敷居の撤去に係る工賃	1	式		○○○	1	式	○○○	(2)	段差解消②
片引戸	"	バリアフリーレール	E社 品番、型番 1800mm×60mm	1	本	△△△	○○○	1	本	○○○	(2)	
		戸車	バリアフリーレール専用	2	個	△△	○○○	2	個	○○○	(6)	
		取り付け工賃	戸車 取り付け工賃	1	式	△△	○○○	1	式	○○○	(6)	
寝室	"	床板下地材合板	厚さ18mm×1820mm×910mm	6	枚	△△△	○○○○	6	枚	○○○○	(2)	段差解消①、6畳
		クッションフロアシート	厚さ12mm (E社 品番 型番 滑止め加工)	994	m2	△△△	○○○○	994	m2	○○○○	(2)	
		雑材、消耗品	釘、金物、接着剤等	1	式		○○○○	1	式	○○○○	(2)	
"	"	施工費	寝室床分	994	m2	△△△	○○○○	994	m2	○○○○	(2)	
		小計				○○○○			○○○○			
		諸経費		○	%		○○○○	○	%	○○○○		
"	"	消費税		○	%		○○○	○	%	○○○		
		計				○○○○○			○○○○○			

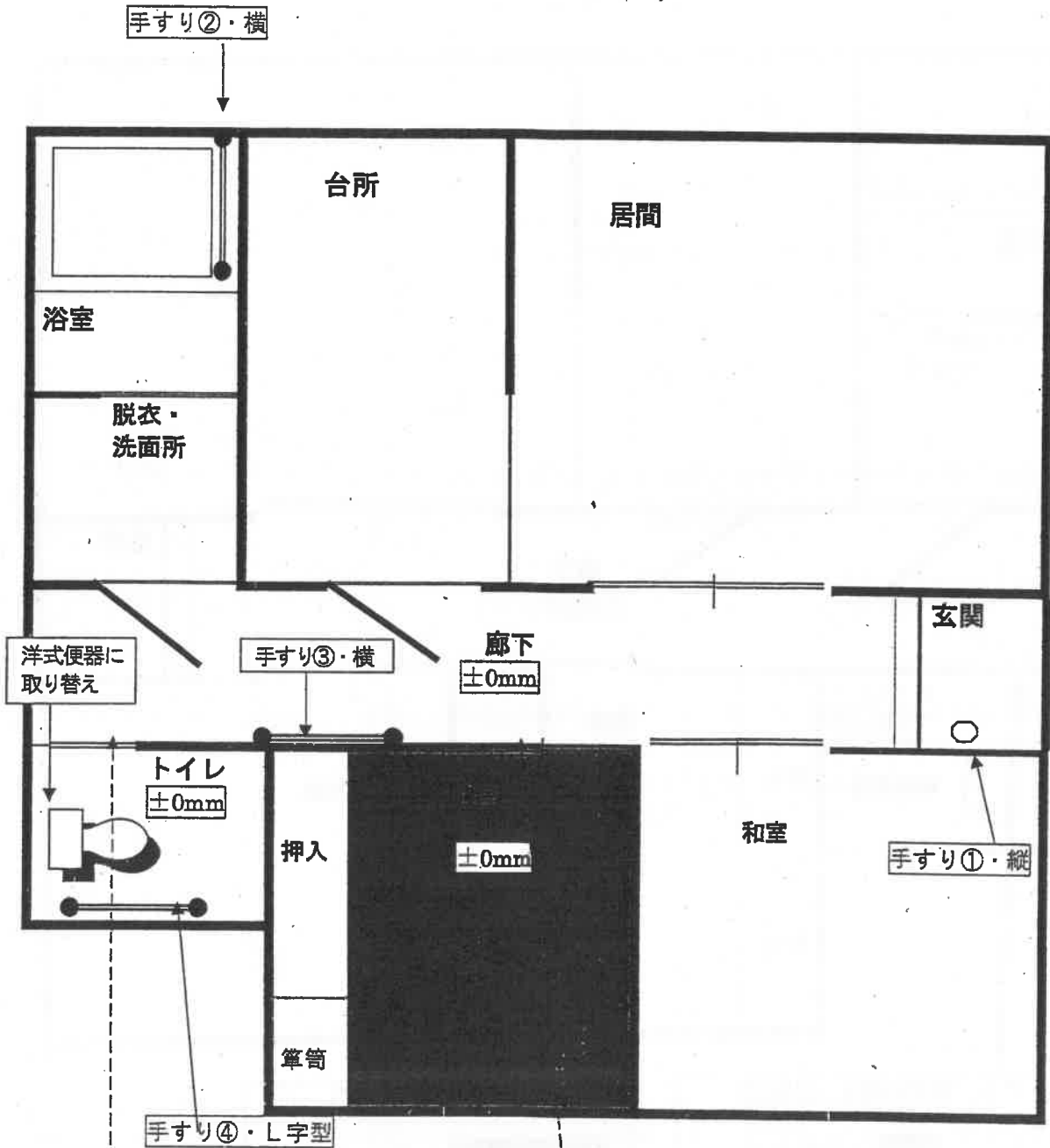
**作成事例**

平面図 ( 改修前 )

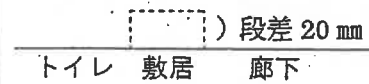


作成事例

平面図 (改修後)

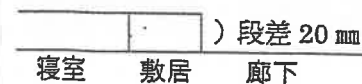


段差解消②  
トイレ敷居の段差 (立面図)



トイレの敷居を撤去する。  
※レール、戸車交換、引戸の加工

段差解消①  
寝室と廊下の段差 (立面図)



敷居を撤去し、寝室と廊下の床を平らにする。  
※レール、戸車交換、引戸の加工



**作成見本 住宅改修工事写真**

<p>【玄関】 手すりの設置 横手すり1ヶ所 H750 L900</p>	<p>工事前</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; text-align: center; padding: 20px;">写真</div>	<p>工事後</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; text-align: center; padding: 20px;">写真</div>
<p>段差解消 寝室と廊下床かさ上げ 段差 20mm</p>	<p>工事前</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; text-align: center; padding: 20px;">写真</div>	<p>工事後</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; text-align: center; padding: 20px;">写真</div>
<p>引き戸への交換 トイレのドアを引き戸 に。</p>	<p>工事前</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; text-align: center; padding: 20px;">写真</div>	<p>工事後</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; text-align: center; padding: 20px;">写真</div>

① 写真の中に

〇〇〇様  
工事前(後)  
××年△月△日

を必ず写しこむこと。

- ② 改修前・改修後が比較できるようにしてください。(高さ・壁から何cm離れなど)
- ③ 段差や踏み台の固定部もわかるようにアップで撮影するなどしてください。

※改修箇所が写真で確認できない場合等には、写真の取り直ししていただく場合がありますのでご注意ください。

# 委任状

(住所又は所在地)

(委任を受ける者) \_\_\_\_\_

(氏名又は代表者職氏名)

\_\_\_\_\_

上記の者を私の代理人と定め、下記支払金の受領権限を委任いたします。

記

件名 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費

年 月 日

(住所又は所在地)

(委任する者) \_\_\_\_\_

(氏名又は代表者職氏名)

\_\_\_\_\_ 印

行田市長 様

# 委任状

(住所又は所在地)

(委任を受ける者) \_\_\_\_\_

(氏名又は代表者職氏名)

\_\_\_\_\_

記入見本

上記の者を私の代理人と定め、下記支払金の受領権限を委任いたします。

支援又は介護のどちらか  
記入して下さい。

記

住宅改修または福祉用具購入の  
どちらか記入して下さい。

件名 介護保険居宅 ○○ □□□□費

年 月 日

(住所又は所在地)

空欄でお願いします。

(委任する者) \_\_\_\_\_

(氏名又は代表者職氏名)

\_\_\_\_\_ 印

行田市長 様

口座振替依頼書の印と  
同じ印を押して下さい。

年 月 日

## 住宅改修の承諾書

(住宅所有者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

私は、下記表示の住宅に、\_\_\_\_\_が  
別紙「介護保険住宅改修費支給申請書」の住宅改修を行うことを承諾いたします。

住宅改修を行う住宅の住所

行田市

年 月 日

## 住宅改修の承諾書

記入見本

(住宅所有者)

住 所 行田市◎◎町1-1-1

氏 名 介護 太郎

私は、下記表示の住宅に、介護 花子が  
別紙「介護保険住宅改修費支給申請書」の住宅改修を行うことを承諾いたします。

住宅改修を行う住宅の住所

行田市◎◎町1-1-1

## 住宅改修費支給事後申請書類について

### ◎ 住宅改修工事の完了後に必要書類とともに提出します。

入所・入院中の方は、退所・退院後被保険者が自宅に戻ってからの申請となります。

事前に必ずアポイントをとってからお越しください。事後申請後、現地確認を行う場合もあります。その際は、担当された介護支援専門員等の立会いをお願いします。(施工業者の同席は必要ありません。)

#### 1 領収書（原本とコピー各1部）

※ 確認し、原本に「住宅改修申請済」の確認印を押印しお返しします。  
領収書の名前は、被保険者本人の氏名を記入してください。

#### 2 工事費用明細書（12ページ）

※ 「領収書」は住宅改修に要した費用の内訳について、介護保険制度の支給対象となる内容がわかるように箇所、内容、規模等を明記し、適切に材料費、施工費、諸経費等を区分したものとします。

#### 3 住宅改修箇所の写真（住宅改修後）（15ページ）

※ トイレ、浴室、廊下等のそれぞれの住宅改修した場所がわかるように、住宅改修前の写真と整合性を図るように、住宅改修後の状況及び撮影日がわかる写真とします。デジカメなどの日付オート機能での日付は認めません。

写真の中に

○○○様 工事前（後） ××年△月△日
---------------------------

を写しこんだものでお願いします。

#### 4 変更理由書（20ページ）

事前申請時の住宅改修内容に設置箇所の変更、手すりの長さの変更、取付け部品の変更等及び金額の変更があった場合、作成し提出してください。

その場合、お手数ですが申請した際の「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書」の金額欄の訂正もしていただきます。(被保険者様へ訂正印を押印していただきます。)

#### 【その他】

#### 5 申立書（住宅改修後、被保険者の死亡した場合）（22ページ）

被保険者が死亡した場合は、相続人が申請者となりますが、支給申請の際は「申立書」の提出が必要となります。

※ 書類に不備等があった場合には、差し替え等が必要になりますのでご注意ください。

## 住宅改修変更理由書

利用者	被保険者番号		年齢	歳	生年月日	年 月 日	性別	
	被保険者氏名		要介護認定		要支援 1・2	要介護 1・2・3・4・5		
	住 所	行田市						

変更箇所	改修予定内容		変更内容・理由
	改修項目		
	改修内容詳細		
	改修項目		
	改修内容詳細		
	改修項目		
	改修内容詳細		
【備考】			

<b>【変更金額】</b>			
変更前金額	円	→	変更後金額
			円

作成者	作 成 日	年 月 日
	所 属 事 業 所	
	資 格	
	氏 名	
	連 絡 先	

住宅改修変更理由書

利用者	被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7	年齢	歳	生年月日	昭和	○	年	性別
	被保険者氏名	介護 太郎				○	月	○	
	住所	行田市 本丸〇ー×							
			要介護認定	要支援	1・2	要介護	1・2・3・4・5		

変更箇所	改修予定内容		変更内容・理由
居間出入口	改修項目	段差解消	長さ90センチから80センチに変更。 本人動作確認し、問題ないことも確認済み。
	改修内容詳細	スロープ設置	
	改修項目		
	改修内容詳細		
	改修項目		
	改修内容詳細		
【備考】 金額変更なし。			

【変更金額】  
 変更前金額  円 → 変更後金額 \_\_\_\_\_ 円

作成者	作成日	〇〇年 〇月 〇日
	所属事業所	***居宅介護支援事業所
	資格	介護支援専門員
	氏名	行田花子
	連絡先	048-555-XXXX

# 申 立 書

年 月 日

(あて先) 行田市長 様

申 立 者 住 所 \_\_\_\_\_  
 (相続人代表者) 氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩  
 連絡先 \_\_\_\_\_

被相続人からみた続柄 \_\_\_\_\_

※申立者は民法で定める法定相続人が対象となります。(一部例外を除く)

私は、\_\_\_\_\_ (下記被相続人) の死亡にともない、相続人代表として、  
 介護保険居宅介護 (介護予防) 住宅改修費 介護保険居宅介護 (介護予防) 福祉用具購入費  
 の受領を行うことを申し立てます。

なお、他の相続人に対しましては、私 (申立者) が責任を持って異議のないように処置いたします。

被保険者 (被相続人)	介護保険 被保険者番号	
	住 所	
	氏 名	{
	死亡年月日	

上記支払いについて、下記の口座に振り込んで下さい。

振込先金融機関			銀 行					本店
			信用金庫					支店・出張所
			信用組合					
			協同組合					
預金種目	普通預金 当座預金	口座番号 (左詰で記載)						
(カタカナ) 口座名義人氏名								

記入例

申 立 書

年 月 日

(あて先) 行田市長 様

押印(認印)を忘れ  
ずをお願いします。

申立者 住所 〇〇〇市(区町村)〇〇〇  
(相続人代表者) 氏名 介 護 一 郎 ①  
連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

被相続人からみた続柄 子

※申立者は民法で定める法定相続人が対象となります。(一部例外を除く)

私は、介 護 太 郎 (下記被相続人)の死亡にともない、相続人代表として、  
介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費 介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費  
の受領を行うことを申し立てます。

なお、他の相続人に対しましては、私(申立者)が責任を持って異議のないように処置いたします。

被保険者 (被相続人)	介護保険 被保険者番号	〇〇〇〇〇
	住 所	行田市〇〇町〇-〇-〇
	氏 名	介 護 太 郎
	死亡年月日	〇〇年〇〇月〇〇日

上記支払いについて、下記の口座に振り込んで下さい。

振込先金融機関	〇〇〇	銀行	〇〇〇	本店						
		信用金庫 信用組合 協同組合		支店・出張所						
預金種目	普通預金 当座預金	口座番号 (左詰で記載)	1	2	3	4	5	6	7	
(カタカナ) 口座名義人氏名	カイゴ イチロウ 介 護 一 郎									



## よくあるQ&A

### 【申請について】

Q 1 複数の住宅改修（介護保険対象工事）を行いたいが、見積りを徴した結果、施工業者が複数となる。その場合、申請はどのようにすればよいか？

A 1 「支給申請書」「理由書」は1枚でよいが、「見積書」「改修予定箇所の写真」はそれぞれの施工業者に依頼し提出の際添付してください。

Q 2 1種類の住宅改修工事を行うが、工程が2つの業者に分かれている場合の申請について。

A 2 A 1と同じ。

Q 3 住宅改修の支給可能算定の例外について。最初に住宅改修した時の介護度は要支援2だったが、その後要介護3になった。この場合、3段階リセットの例外に該当するのか？

A 3 要支援2と要介護1の段階は同じ扱いのため、要介護等状態区分は3段階上がるものの「介護の必要の程度」の段階は2段階しか上がっていないので、3段階リセットの例外は適用されません。逆に、要介護3だったのが要支援1に下がった場合も同様です。

なお、3段階リセットの例外は、1人の被保険者につき1回しか適用されません。

「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第6段階	要介護5
第5段階	要介護4
第4段階	要介護3
第3段階	要介護2
第2段階	要支援2または要介護1
第1段階	要支援1または経過的要介護 旧要支援

Q 4 介護保険証記載の住所に住んでおらず、同じ市内の娘宅に居住しているが、娘宅の家の住宅改修は、支給の対象となるか？

A 4 介護保険サービスは介護保険証に記載された住所で受けるものであるから、住所を移さずに居所としている娘宅の住環境整備としての住宅改修は、支給対象外である。

Q 5 現在入院中で、まだ退院の日程は未定。一時外泊が認められたのでその際住宅改修を行いたいが可能か？

A 5 退院していないので、介護保険サービス利用はできない。外泊は入院中で医療保険適用中であることから、住宅改修はできない。

Q 6 亡き夫所有の家屋で、「住宅改修承諾書」がかけない場合には、どのようにすればよいか？

A 6 「住宅改修承諾書」は提出する必要はありませんが、固定資産税納税通知書等の納税義務者がわかるもののコピーなどを添付してください。

### 【住宅改修工事内容について】

#### (1) 手すりの取り付けについて

Q 1 トイレ内に手すりを設置したいが、トイレトーパーホルダーつきの手すりは住宅改修の対象になるのか？

A 1 付加機能がついているため、住宅改修の対象にはならない。

#### (2) 段差解消について

Q 1 1階が店舗、リビング、キッチンだったが、車椅子生活となったため居住スペースに変えたい。リビングが車椅子が入ることで狭くなるので、店舗を狭くしリビングスペースに拡張し、さらに床上げしリビングと同じフローリングにする工事は住宅改修の対象となるのか？

A 1 拡張が主体となるので、住宅改修の対象にはならない。

Q 2 洗濯物を干す動作において、庭に下りる際に転落する可能性があるため、ウッドデッキを設置する工事は、住宅改修の対象となるのか？

A 2 ベランダ増設となるので、住宅改修の対象にはならない。

Q 3 掃きだし窓の下に居室への出入りを容易にするため昇降機設置を検討しているが、現在あるコンクリート製の犬走りが邪魔になるのでその撤去が必要となるが、その撤去費用は床段差を解消するため住宅改修の対象となるのか？

A 3 昇降機の設置は、住宅改修の対象ではないため、それに付帯する犬走りの撤去費用は住宅改修の対象にはならない。

#### (3) 滑り防止、移動の円滑化等のための床材変更について

Q 1 車椅子の通行により、傷んだ廊下の床材を取り替えることは、「移動の円滑化」として住宅改修の対象となるのか？

A 1 老朽化や物理的、科学的な磨耗。消耗を理由とするのであれば、住宅改修の対象にはならない。

(4) 引き戸等への扉の取替えについて

Q 1 部屋の増改築で、部屋を増設した影響で従来使用していたトイレのドアノブがその部屋のドアノブとぶつかってしまうため、ドアノブの位置変更をしたいが、住宅改修の対象になるのか？

A 1 部屋の増築に伴うドアノブの位置変更であることから、住宅改修の対象にはならない。

Q 2 室内車椅子生活の被保険者が、居間から外へ出入りする際、戸が邪魔になるため戸の改修をしたいが、住宅改修の対象となるのか？

A 2 住宅改修の対象にはならない。

(5) 洋式便器等への便器の取替えについて

Q 1 和式便器から洋式便器に改修する際、工期が数日かかるため仮設トイレを設置した場合、仮設トイレ設置に係る費用は、住宅改修の対象となるのか？

A 1 「洋式便器等への便器の取替え」における付帯工事には、便器の取替えに伴う給排水設備工事及び床材の変更と規定されているため、仮設トイレの設置費用は給付対象にはならない。

(6) その他

Q 1 要介護（要支援）認定の申請中でも、住宅改修の事前申請を行うことはできるか？

A 1 要介護（要支援）認定の申請中であっても、住宅改修の事前申請は行うことができる。ただし、認定結果が「非該当」となった場合は、介護保険の対象とならないので、介護支援専門員においては、認定申請の進捗状況等を確認しながら、事前申請を行うこと。

Q 2 要介護（要支援）認定申請前に着工した住宅改修工事は、対象となるのか？

A 2 要介護（要支援）認定申請前に着工した住宅改修については、住宅改修の対象にはならない。改修費用は全額自己負担になる。

Q 3 月に数回施設から帰宅する住宅への住宅改修は対象となるか？

A 3 施設入所者の生活拠点は、施設にありますので、外泊時であっても在宅サービスは算定できないこととなっており、住宅改修についても同様であることから、支給申請できない。また、入院時の一時外泊についても同様の取扱いとなる。

- Q 4 住宅改修中は在宅であったが、その後すぐに入院となった。その場合の住宅改修費の支給はどうか？
- A 4 入院したため、改修後の住宅での生活実態がないままであることから、退院するまでは改修後の事後申請は保留となる。
- Q 5 住宅改修着工時点においては存命であったが、住宅改修完了前に被保険者本人が死亡した場合、住宅改修費の支給はどうか？
- A 5 死亡時に完成している部分までが介護保険の給付対象として申請できる。(本人死亡時までの工事完了部分の経費が対象となる。) 振込先口座が本人であった場合は、本手引き 20 ページの「申立書」の提出が必要。
- Q 6 本人又は家族が材料を購入し、手すりや踏み台を設置した場合の住宅改修は対象となりますか？
- A 6 本人又は家族により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とします。手続きは通常の事前申請及び事後申請と同様にお願いしますが、購入前に店舗で作成した「見積書」と、購入の際に領収書(レシート不可)が必要となります。



